

平成27年（2015年）大分県産業連関表作成概要

1 作成基本方針

平成27年大分県産業連関表（以下、平成27年表という）作成における概念、定義等については、総務省が公表する「平成27年（2015年）産業連関表」（以下、全国表という）に準拠する。

2 対象期間・範囲及び記録の時点

- (1) 平成27年（2015年）1月から12月までの1年間における大分県内での財・サービスの生産活動や取引を対象とする。
- (2) 「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録する。

3 評価方法

- (1) 取引活動の大きさは、「金額」で評価する。
- (2) 県内取引については、実際に取引された価格（実際価格）に基づく評価である。
- (3) 輸出入品の価格評価は、普通貿易の輸入品はC I F 価格、普通貿易の輸出品はF O B 価格による評価である^(注)。

(注) C I F (cost insurance and freight) 価格とは、我が国に至るまでの国際貨物運賃及び保険料が含まれた価格（輸入時点の価格）を意味する。F O B (free on board) 価格とは、国内の工場から輸出するための空港・港湾に至るまでの国内流通に要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格（輸出時点の価格）を意味する。つまり、輸出入とも、いわゆる「水際」の価格で評価した。

4 産業連関表（取引基本表）の基本構造

- (1) 産業連関表（取引基本表）は、〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（又は商品）の表として作成する。
- (2) 平成23年表と同様、生産者価格評価表^(注)を作成する。
(注) 生産者価格評価表では、商品が流通する際に発生した商業マージン及び国内貨物運賃は、それぞれ商業部門及び運輸部門（いずれも行部門）に一括計上している。
- (3) 実際に取引される額の大きさを的確に表すため、各取引額は消費税を含めた額で表しており、その納税額については、粗付加価値部門の「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含める。
- (4) 移輸入に関する表章上の取扱いについては、平成23年表と同様、「地域内競争移輸入型」^(注)とする。

(注) 「競争移輸入型」とは、同じ種類の商品について、国（又は県）産品と、移輸入品の区別を行わず、一括して扱うものをいう。

5 部門分類

- (1) 産業連関表を構成する部門のうち、行部門（ヨコ）は、商品の販路構成を表す部門であることから、原則として商品により分類した。一方、列部門（タテ）は、生産活動ごとの費用構成を表すものであることから、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベース^(注)により分類する。

(注) 一つのアクティビティが一つの商品に対応する部門については、列部門についても商品による分類となっている。

- (2) 産業連関表を表す上で最も詳細な分類である「基本分類」は、〔行〕509部門×〔列〕391部門とする^(注)。（※部門の範囲・定義等は全国表に準拠している。）

(注) 取引基本表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに部門を設けているが、取引基本表のサイズ(詳細度)を表す部門数については、内生部門の行及び列の部門数をもって表しており、粗付加価値部門及び最終需要部門の部門数は含まれていない。

(4) 統合分類は、この基本分類に基づき、活動内容が類似した分類を統合したものであり、統合小分類(187部門)、統合中分類(104部門)及び統合大分類(36部門)を設けた。また、取引基本表を1枚の紙で表すことを目的として、統合大分類を更に集約した分類として15部門分類を設けた。

部門の定義、範囲等は「平成27年(2015年)産業連関表作成基本要綱」(産業連関部局長会議)に準じている。基本分類及び統合小分類(187部門)の部門分類については、全国表と同じだが、統合中分類(104部門)及び統合大分類(36部門)、15部門分類については、大分県独自に部門の統合を行っている。(※平成27年(2015年)大分県産業連関表部門分類表を参照。)

なお、今回の平成27年表、前回表(平成23年表)における基本分類及び統合分類の部門分類数の推移は、以下のとおりである。

		平成23年表	平成27年表
基本分類	(行)	518	509
	(列)	399	391
統合小分類		190	190
統合中分類		104	104
統合大分類		36	36

(5) 部門分類の見直し

全国表の部門分類の見直しに準拠している。主な見直しは、次のとおりである。

a 基本分類

・「保育所」

平成23年表における「社会福祉(国公立)★★」、「社会福祉(非営利)★」及び「社会福祉(産業)」部門から分割し「保育所」部門を新設した。

・「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」

平成23年表における「飲食サービス」部門を、「飲食店」部門及び「持ち帰り・配達飲食サービス」部門に分割した。

b 統合分類

・「学校給食」

平成23年表では統合分類「製造業」に含まれていた「学校給食」部門を統合分類「教育」に変更した。

※1 他の部門分類の見直しについては、総務省が公表している「平成27年(2015年)産業連関表(-総合解説編-)」を参照のこと。

※2 大分県独自の部門分類の見直しは行っていない。

(4) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、県民経済計算と整合性のとれた分類とした。

ただし、投入係数の安定性などの観点から、「家計外消費支出」を最終需要部門及び粗付加価値部門に設定している。また、輸入品を国産品と同一水準で評価し、各取引額を明らかにするために、関税及び輸入品商品税を粗付加価値部門ではなく、最終需要部門（輸入計の一部）に設定した。

輸出品の国内における取引での消費税還付分を計上するための部門である「調整項」について、部門自体は削除し、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する変更を行った。

6 特殊な扱いをする部門

(1) 帰属計算^(注)

次の内容について帰属計算を行った。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 持家住宅及び給与住宅等に係る住宅賃貸料

(注) 帰属計算とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。

(2) 仮設部門の設定

産業連関表の内生部門は、商品又はアクティビティに基づき設定したが、その中には、次に掲げるとおり、独立した一つの産業部門とは考えられないものが含まれている。これらは、産業連関表の作成・利用上の便宜等を考慮して「仮設部門」として設けたものである。なお、仮設部門には粗付加価値額は計上しない。

- ① 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ② 自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）
- ③ 事務用品

(3) 物品賃貸業の取扱い

「使用者主義」と「所有者主義」^(注)の二つの考え方が存在する物品賃貸業については、「所有者主義」により推計した。また、不動産賃貸業及び労働者派遣サービスについても、「所有者主義」で推計した。

(注) 「使用者主義」とは、物品を使用した部門（使用者）に経費を計上する考え方である。この場合、賃借を受けた物品に係る経費の一切を、物品を使用した部門に計上することとなり、賃貸活動は、部門として成り立たない。これに対して、「所有者主義」とは、物品を所有する部門（所有者）に、その経費等を計上する考え方であり、物品賃貸収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上する。

(4) 屑・副産物

産業連関表では、一つの生産活動からは一つの生産物しか生産しないと考えられるが、現実には、生産工程で必然的に別の財貨が生産される場合がある。その財を主産物として生産する部門が他にもある場合には「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

全国表においては、原則としてマイナス投入方式（ストーン方式）（本来の生産目的に付随して発生した副産物や屑について産業連関表での処理方法の一つで、副産物や屑の発生額を発生部門にマイナス計上し、一方その副産物・屑を原材料として投入する部門にプラス計上することによって

差し引きの生産額をゼロとする方式をいう)を採用しているが、一括方式やトランスファー方式も一部採用されており、大分県でもそれに準じている。

(5) 建設部門

建設部門（建設補修を除く。）については、建設現場そのものを事業所としてとらえ、地域内の建設現場で行われた建設活動を地域内生産として扱っている。この場合、地域内における建設部門（建設補修を除く。）の生産額は、常に地域内の建設需要と一致することになり、移出や移入は存在しないものとして扱っている。

(5) 商業部門と運輸部門

部門間の取引をそのまま忠実に示そうとすると、財貨のほとんどが取引きの途中で商業及び運輸部門をとおることになり、かえって部門間の取引の実態がわからなくなってしまう。この欠点を避けるため、財貨の取引は供給部門と消費部門との間で直接行われ、商業部門は商業マージンに相当するサービスを消費部門に提供すると考え、消費部門が別途商業マージンを負担したものとして扱う。運輸業の場合は、商業部門と異なり財貨の買取りは行わないが、財貨の移動に伴いサービスを提供するという点で商業と同じであるので、商業部門と同様な特殊な扱いをする。

(6) コスト商業とコスト運賃

商業、運輸の両部門とも、財貨の取引に伴う流通マージン以外に、直接コストとしてこれを計上する場合がある。例えば、生産に関連して事業所内で原材料や半製品運搬に当たる営業トラックの運賃、引越荷物や廃土砂などのような商品と考えられないようなものにかかる輸送費用である。

(7) 分類不明

「分類不明」とは、一般的にいずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割を持たせている。

(8) 受・委託生産の扱い

産業連関表では、各部門の生産物が、自社生産であるか受託生産であるかにかかわらず、当該部門に、生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上する。そのため、受委託による生産額は、県内異動部門間あるいは県内と県外との受委託の場合、受託側部門に生産額を計上する。

(9) 本社、営業所経費の取扱

県内に工場があり、県外にその本社・営業所がある場合、当然本社営業所の経費について取引活動が発生するが、資料等の制約上、本社部門は設けていない。

7 2008SNAへの対応

全国表において、SNAとの整合性を図るため、2008SNAの概念を順次取り入れている。全国表に準じている平成27年表においても、同様に対応した。主なものは次のとおりである。

- (1) 研究開発の固定資本としての計上
- (2) 所有権移転費用の扱いの精緻化
- (3) 防衛装備品支出の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上
- (4) 建設補修の一部（建築物リフォーム・リニューアル工事）の国内総固定資本形成の計上

※ 他の2008SNAへの対応については、総務省が公表している「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」、「平成27年（2015年）産業連関表（-総合解説編-）」を参照のこと。

8 作成方法

(1) 生産額の推計

① 推計方法

基本的には「単価×生産数量」にて推計を行っているが、サービス業などこの方法になじまない部門については、売上高などを用いた。

また、部門の性質や資料上の制約などから直接の推計が困難なものは、全国表の生産額を直接・間接の指標を用いて分割した。

② 推計資料

国や県の既存統計資料を中心に、地域産業連関表用として国から提供された資料を用いた。

◎ 資料例

○ 既存統計資料（国関係）

生産農業所得統計、経済センサス-活動調査組替集計結果、生産動態統計、建設総合統計年度報など

○ 既存統計資料（県関係）

県民経済計算など

○ 産業連関表のために特に作成された資料

商品流通調査

(2) 内生部門の推計

主に全国表の数値を、間接的指標を用いて推計した。

(3) 粗付加価値部門及び最終需要部門の推計

① 推計方法

主に全国表の数値を直接・間接的指標を用いて按分するなどして推計した。一方、県民経済計算やその他資料から推計できる部門は個別推計を行った。

② 推計資料

生産額推計と同じもの。

輸出・輸入：宿泊旅行統計調査、出入国管理統計など

移出・移入：商品流通調査、物流センサス、旅行・観光サテライト勘定、平成17年地域産業連関表（九州表）など

移出・移入について、従来の推計方法では、前回表の数値を参考に算出していた部門が存在したが、平成27年表では、前回表は参考にせず、その他資料（主に平成17年地域産業連関表（九州表）等）を使い算出した。

(4) 計数調整

計数調整については、基本分類で行った。

縦方向の生産額と横方向の生産額が一致するように、数値を調整した。

最初に、横の産出方向の数値を調整し、それでも、縦方向の生産額と横方向の生産額が一致しない場合には、縦の投入方向の数値及び生産額を調整した。

9 雇用表

(1) 雇用表の概要

雇用表は、産業連関表の対象となった平成27年において、各部門が投入した年平均の労働量を、従業上の地位別に区分し、産業連関表の各部門に対応させて表示したものである。

雇用表は平成27年の就業構造を知ることができるだけでなく、産業連関表の投入構造や生産誘発額を用いて、労働投入係数（就業係数、雇用係数）、労働誘発係数（就業誘発係数、雇用誘発係数）を求めることができる。これらを用いて、生産活動における労働投入量、生産増加による雇用の発生量を計測することができる。

(2) 雇用表の作成方法

「国勢調査」「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」「就業構造基本調査」「労働直調査」を使い推計を行った。そして、推計した値を過去の大分県雇用表や全国表の数値と比較し、一人当たり賃金額との整合性などを検証して従業者数や雇用者所得を調整した。

(3) 雇用表の見方

雇用表の表側の部門は、取引基本表の列部門であり、ここでは統合中分類（104部門）、統合小分類（36部門）、15部門分類で作成している。

表頭は、従業者の従業上の地位別内訳であり、これに参考として、「1人当たり有給役員・雇用人の雇用者所得」を掲載している。

なお、従業上の地位別従業者の範囲は、次のとおりである。

個人業主	個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者
家族従業者	個人事業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者（賃金や給料を受けている者は雇用者に分類される。）
有給役員	常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の職員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は雇用者に分類される。
常用雇用者	1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び1か月以内の期間を定めて雇用されている者で前2か月において各月それぞれ18日以上雇用された者。この条件を満たす限り、見習い、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類される。休職者も含まれる。
正社員・正職員	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者
正社員・正職員以外	常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など正社員・正職員以外の者
臨時雇用者	1か月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者で常用雇用者以外の者

(4) その他

a 雇用表の表側の部門は取引基本表の列部門と一致しており、事業所を単位とする分類ではなく、産業連関表の概念・定義に基づく「生産活動単位」（アクティビティベース：生産工程や生産技術といった生産活動により区分した産業分類）の分類に対応している。

例えば1つの事業所が2つ以上の異なる製品を生産している場合、事業所ベースの分類であれば主たる生産物により産業が分類されるのに対し、アクティビティベースでは、それぞれの生產品ごとに産業を格付けすることとなる。

ただし、厳密にアクティビティベースで従業者を区分することが困難な部門もある。

b 産業連関表の枠組みの中で労働投入量を表章する方法は、人数や労働時間、延べ人日等、必ずしも一意的に定められるものではないが、ここでは取引基本表の作成方法との整合性に配慮して、以下の規則に基づいて作成している。

ア 労働投入量を年平均従業者数で表す。

イ 1人が複数の事業所で就労している場合は、それぞれの事業所が属するアクティビティ上に重複計上する。

ウ 1人が同一事業所内で複数のアクティビティに従事している場合は、それぞれのアクティビティに按分して計上する。

c 「1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得」^(注)は、次により計算している。

$$\begin{aligned} & \text{1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得} = \\ & \quad \text{雇用者所得} \div (\text{有給役員数} + \text{常用雇用者数} + \text{臨時雇用者数}) \end{aligned}$$

(注) 雇用者所得とは「賃金・俸給」、「社会保険料（雇用主負担）」及び「その他の給与及び手当」の合計である。

e 有給役員・雇用者の雇用者所得は、産業連関表の「雇用者所得」に対応し、個人業主及び家族従業者の所得は「営業余剰」に含まれている。

f 従業者数をアクティビティ・ベースで表示するという事は機械的にできない側面もあり、現実の人数・単価と対応するとは限らない。そのため雇用表は、労働投入量を表す参考指標の1つとして捉えるべきものであり、絶対的な指標となるものではない。

10 統計表

統計表の名称		統合小分類 (190部門)	統合中分類 (104部門)	統合大分類 (36部門)	15部門分類
取引基本表（生産者価格評価表）			○	○	○
投入係数表（生産者価格評価）			○	○	○
逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$		○	○	○
	$(I-A)^{-1}$		○	○	○
最終需要項目別生産誘発に関する表			○	○	○
最終需要項目別粗付加価値誘発に関する表			○	○	○
最終需要項目別移輸入誘発に関する表			○	○	○
移輸入係数、移輸入品投入係数等			○	○	○
【付帯表】雇用表			○	○	○

(注) 「○」は公表する表

11 利用上の注意

- (1) 部門分類は原則としてアクティビティ・ベース（生産活動単位）であり、同一事業所であっても二つ以上の活動が行われている場合は、各々異なった部門に分類している。
- (2) 前回の平成23年（2011年）表とは部門分類が異なっており、また概念、定義、推計方法に変更のあった部門もあるので、前回表との比較には注意が必要である。
- (3) 各統計表の数値は四捨五入の関係で内訳が合計と一致しないことがある。

12 参考（大分県における産業連関表作成の沿革）

1. 昭和35年（1960年）表（公表日 昭和39年（1964年）11月）
2. 昭和38年（1963年）表（公表日 昭和41年（1966年）3月）
3. 昭和40年（1965年）表（公表日 昭和45年（1970年）3月）
4. 昭和45年（1970年）表（公表日 昭和49年（1974年）3月）
5. 昭和50年（1975年）表（公表日 昭和55年（1980年）2月）
6. 昭和53年（1978年）表（公表日 昭和56年（1981年）3月）
7. 昭和55年（1980年）表（公表日 昭和60年（1985年）1月）
8. 昭和60年（1985年）表（公表日 平成2年（1990年）4月）
9. 平成2年（1990年）表（公表日 平成7年（1995年）3月）
10. 平成7年（1995年）表（公表日 平成12年（2000年）3月）
11. 平成12年（2000年）表（公表日 平成16年（2004年）12月）
12. 平成17年（2005年）表（公表日 平成22年（2010年）3月）
13. 平成23年（2011年）表（公表日 平成28年（2016年）9月）
14. 平成27年（2015年）表（公表日 令和2年（2020年）3月）